

三次市教育委員会議案第26号

三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について

三次市民ホール事業運営委員会規則（平成26年三次市教育委員会規則第5号）第3条の規定により，別紙の者に三次市民ホール事業運営委員会委員を委嘱することについて，議決を求める。

平成27年7月22日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由